

株式会社イロコト 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策
推進法に基づき次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年9月1日 ~ 2029年8月31日 までの5年間

2. 内容

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場
復帰をサポートする。

<対策>

- 2024年9月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業
給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 2024年9月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

※参考・・・育休復帰支援プラン（厚労省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000067027.html>

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作り、また他社員の負荷が著しく上がらないよ
うにするため、育児休業取得者がいる場合に、業務代替要員の確保を行う。そ
れが不可能な場合には、全体業務量の調整等を行う。

<対策>

- 2024年9月～ 育休取得予定者がいる場合に採用活動を行う
- 2024年9月～ 業務代替要員の確保が難しい場合、全体業務量の調整を行う

目標3：育児休業等の取得者が仕事と育児を両立しやすいように、テレワーク(リモ
ート業務)でも仕事がしやすいように環境を整えていく。

<対策>

- 2024年9月～ 産休育休取得予定者の身体的負担を考慮し、本人と相談のうえ休
暇の1～2か月前からを目安にテレワークでの業務を許可する